

滋賀県立長浜農業高等学校 武道場屋根修繕業務 仕様書

1 業務名

滋賀県立長浜農業高等学校武道場屋根修繕業務

2 業務場所

滋賀県立長浜農業高等学校 武道場

滋賀県長浜市名越町600番地

3 業務内容の概要

目的： 武道場屋根中央部分からの雨漏りに対する防水修繕を行う。

[業務概要]

- ・ 武道場 既設長尺カラー鉄板瓦棒葺き屋根(かまごこ屋根)の中央部分、幅約3m、長さ約24.5mの箇所にウレタン塗膜防水を施工し修繕する。

4 業務期間

契約締結日から令和6年12月25日(水)まで

5 施工

<一般共通事項>

(1) 施工基準

本業務は、本仕様書、図面等を遵守し、完全に施工すること。なお仕様書および図面に記載されていない事項は、すべて下記図書(最新版)を参考とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事、電気設備工事、機械設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事、電気設備工事、機械設備工事編)
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事、機械設備工事編)

(2) 業務写真

写真はカラーとし、着工前、工事中、材料のメーカー名・型番・使用期限、完成時の各内容が明確に判別できるものを提出すること。

(3) 材料の規格

本業務に使用する材料は、全て設計図書(修繕機器等一覧)に定める所要の品質および性能を有するものとし、JIS又はJASのマーク表示のないもの等は担当職員と協議のうえ承諾されたものを使用しなければならない。また、建築材料等は極力県内産品を選定すること。

(4) 業務可能時間

原則として、業務は平日の行事に支障のない時期に実施し、実施時間は8:30～16:50とする。

ただし、施設管理者と協議により作業時間の変更は可能とする。また、施設運営上平日でも作業ができない日もあるため、十分な打ち合わせを行うこと。

(5) 業務の着手

- ・ 業務に着手する前に、担当職員と十分に打ち合わせおよび協議を行い、業務完了までの工程表を担当職員に提出し、これの承諾を受けなければならない。
- ・ 機器の搬入時期、方法等は、全て担当職員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- ・ 施工に伴い既存構造物の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて担当職員立ち合いのもと実施しなければならない。
- ・ 本業務に関連する他の工事や点検がある場合、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な施工に務めなければならない。

(6) 安全対策

- ・ 車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、業務全般に万全の対策を構ずること。
- ・ 資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、担当職員や施設管理者と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。
- ・ 足場を設置する場合は、生徒が接触しないようポール等により安全距離を確保すること。

(7) 公害対策

業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講じること。

(8) 産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(9) 危険物等の保管

危険物等については、現場に放置することなく、保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

(10) 事前調査

- ・ 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき実施すること。
- ・ 石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査講習登録規程に規定する建築物石綿含有建材調査等、一定の知見を有する者が実施するよう努めること。なお、令和5年10月1日以降の解体・改修工事に着手する場合は、建築物石綿含有建材調査等有資格者によるものとする。
- ・ 事前調査結果は書面で発注者に説明すること。
- ・ 事前調査結果を作業所に備え付け、事前調査結果および作業内容等の掲示すること。
- ・ 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の改修工事等の事前調査を実施したときは、その結果を工事開始までに石綿事前調査報告システムにより労働基準監督署および県(大津市内は大津市)に報告するとともに、発注者に書面で報告すること。

(11) その他

- ・ 日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
- ・ 作業中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。
- ・ 契約締結後直ちに工程、施工方法等を担当職員と事前に打合せを行い、承諾を受けた後、

施工に着手すること。

- ・ 作業に伴う物品類の移動は施設管理者の指示のもと受注者にて行うこと。
- ・ 本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守し契約を締結する。
- ・ 各種下請業者、製造所等県下で供給できるものについては、極力県内業者を選定すること。
- ・ 解体の施工に当たっては、施工箇所およびその周辺にある地上・地下の既設構造物、配管等について、あらかじめ十分調査し、支障をきたさないよう施工方法を定めること。
- ・ 作業完了後には試運転を行い、不具合の有無などを確認し、発注者が正常に動作できるようにすること。
- ・ 全ての作業完了後、交換した機器等の仕様書、各検査記録、試運転記録および業務写真等を履行期限までに提出すること。なお、写真はカラーとし、着工前、材料のメーカー名・型番・使用期限、業務中、完成時の各内容が明確に判別できるものを提出すること。
- ・ 作業用水、作業用電力は構内既存の施設を無償で利用できるものとする。
- ・ 安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。
- ・ 担当職員の指示により施工計画書を作成し、承諾を受けなければならない。

6 現場確認

見積書を提出する前に現場確認することが望ましい。

その際は前日までに希望日時を連絡し、了承を得ること。

連絡先) 長浜農業高等学校事務室 担当 木下

Tel 0749-62-0876

7 配置図、平面図、立面図等

別添 (配置図、平面図、立面図)